「広域的な連携に関する地域防災計画等の修正状況 及び記載事例集」

平成26年2月6日 首都圏広域地方計画協議会

1. 目的

・広域首都圏内の自治体が行う地域防災計画等での広域的な連携に関し、東日本大震災以降の見直し状況を把握、情報提供することで、地域防災計画の見直しにおける検討の基礎資料を作成する。

2. 対象

- ①広域首都圏内の自治体における地域防災計画(法定計画)
- ②上記を補完する任意計画、指針等*
- * 公表資料のみを対象とする。自治体職員のみを対象としたマニュアル類や、協定等は含まない。

3. 整理の視点

・「首都圏広域地方計画の総点検結果について(最終とりまとめ)」に まとめた「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・ 取組が必要な課題(以下、「22課題」という)」との関係を整理する。 ※「22課題」の詳細については、P4~P5を参照のこと。

4. アンケート実施内容

- 実施時期: 平成25年7月下旬~9月中旬
- 実施対象機関:合計557機関
- ▶ 首都圏広域地方計画協議会の構成機関となっている1都11県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県)内の地方自治体(都県及び市区町村)

5. 回収状況

- アンケート回収数 397(回収率 71.3%)
- ※ただし、1件は地域防災計画の修正の有無のみの回答であったため、設問2-1以降の回答 については、396件で集計している。

6. 集計結果

1)地域防災計画の修正の有無

- ・全体では、68%の自治体が東日本大震災以降に地域防災計画を 修正している。
- ・都県・政令市では、全ての自治体で地域防災計画を修正している。

•				. — •	
	=0.00	東日本大震災以降に地域防災計画を 修正した自治体の割合			
設問	高又[中]	全自治体を集計	都県政令市 のみを集計	その他市区町村 のみを集計	
	東日本大震災以降における 地域防災計画の修正	68.0 %	100.0 %	66.5 %	

(参考) 広域連携の取組に関する基礎集計結果

(※東日本大震災以降に追加修正した割合のみ抜粋)

・取組内容によって修正割合のバラつきが見られるが、都県政令 市は、その他市区町村より修正割合が高い傾向にある。

【設問2-2 広域での緊急輸送体制】

物流関係者との連携体制づくりは、多くの都県政令市で修正している。

表 広域連携の取組に関する基礎集計結果(その1)

	東日本大震災以降に各取組内容について 修正した自治体の割合						
設問		取組内容	全自治体を集計	都県政令市 のみを集計	その他市区町村 のみを集計		
2-1	広域での救急医療体制	①消防機関や医療機関と の情報共有	23.0 %	38.9 %	22.2		
		②ドクターヘリの利用	15.2 %	22.2 %	14.8		
		③合同防災訓練について	6.1 %	5.6 %	6.1 %		
2-2	広域での緊急輸送体制	①緊急輸送道路の整備に ついて	18.4	27.8 %	18.0		
		②舟運のネットワークの 整備について	4.3 %	22.2 %	3.5 %		
		③ヘリポートの確保につい て	12.1 %	0.0 %	12.7		
制づくり		④物流関係者との連携体 制づくりについて	17.7 %	72.2 %	15.1 %		
		⑤民間物資拠点のリスト更 新について	5.1 %	5.6 %	5.0 %		
		⑥合同防災訓練について	4.6 %	16.7 %	4.0 %		
		⑦相互応援協定について	20.3 %	38.9 %	19.4 %		

(参考) 広域連携の取組に関する基礎集計結果 (※東日本大震災以降に追加修正した割合のみ抜粋)

(つづき)【設問2-3 広域での帰宅困難者対策】

• 基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の推進について、修正している自治体が多い。特に都県政令市は、半数以上が修正している。

【設問2-4 広域での津波対策】

• 津波の情報提供、津波防災教育については、都県政令市では半数 が修正している。

表 広域連携の取組に関する基礎集計結果(その2)

	表 広域連携の取組に関する基礎集計結果(その2)					
			東日本大震災以降に各取組内容について 修正した自治体の割合			
設問		取組内容	全自治体を集計	都県政令市 のみを集計	その他市区町村 のみを集計	
2-3	広域での帰宅困難者対策	①基本原則の周知に ついて	35.4 %	77.8 %	33.4 %	
		②安否確認手段の 周知について	29.2 %	55.6 %	27.9 %	
	③備蓄の推進について 32.9 %	66.7 %	31.3 %			
		④通信施設の耐震化 について	9.4 %	5.6 %	9.5	
		⑤防災拠点の整備 について	15.4 %	16.7 %	15.4	
		⑥合同防災訓練について	7.9 %	16.7 %	7.4 %	
		⑦相互応援協定について	12.1 %	27.8 %	11.4	
2-4	広域での津波対策	①津波の情報提供 について	12.3	50.0 %	10.5	
		②津波防災教育について	14.4	50.0 %	12.6	
		③合同防災訓練について	6.2 %	22.2	5.4 %	

※基本原則とは、災害発生時に帰宅困難者が「むやみに移動を開始 しない」という原則のこと。(首都直下地震対策大綱(平成17年9月 中央防災会議決定))

【設問2-6 相互応援協定の締結または拡充】

• 自治体間での人的支援、食糧もしくは燃料の確保・供給、自治体の 区域を越えた広域的な避難について、修正割合が高い。

表 広域連携の取組に関する基礎集計結果(その3)

		(建秀の 収価に関	東日本大震災以降に各取組内容について修正した自治体の割合		
設問		取組内容	全自治体を集計	都県政令市 のみを集計	その他市区町村 のみを集計
2-5	合同防災訓練	①民間企業と連携した 道路啓開について	4.6 %	0.0 %	4.8 %
		②自治体の区域を越えた 広域的な避難について	5.1 %	5.6 %	5.0 %
2-6	相互応援協定の締結、または拡充	①自治体間での 人的支援について	29.4 %	33.3 %	29.2 %
		②民間企業と連携した 道路啓開について	12.6	0.0 %	13.2
		③食料もしくは燃料の 確保・供給について	27.6 %	55.6 %	26.3 %
		④自治体の区域を越えた 広域的な避難について	23.5	38.9 %	22.8
		⑤民間賃貸住宅を活用 した応急仮設住宅の 提供について	10.4	22.2 %	9.8
		⑥災害廃棄物の 処理について	9.6 %	16.7 %	9.3
2-7	平時からの住民交流	①平時からの 住民交流について	1.3	5.6 %	1.1 %

<具体的な設問例(2-1③合同防災訓練)>



(参考)「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題(22課題)とは

•「首都圏広域地方計画の総点検結果について(最終とりまとめ)」にまとめた「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題のことを22課題という。

表 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題(22課題)におけるアクションプラン(その1)

	文 未日本人辰火で頃またた目都自にの17の四項町は建設・収配が必要は休息(22休息)にの17の7フラコンフラン(COTT)						
No	22課題	アクションプラン					
-	基本方針	・内閣府の「首都直下地震対策協議会」や「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」などで行われている 広域的な災害応急体制の確立などについて調整・検討状況を把握していく。 ・各自治体は防災基本計画の修正に基づく、地域防災計画の見直しを行う。					
1	自治体間、官民間の支援協定等の促進						
2	個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援 協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。					
3	首都圏外からの支援受け入れ体制(受援体制)の 検討						
4	災害時広域医療体制の整備	・消防機関と医療機関の情報共有、ドクターヘリの導入と必要に応じた自治体間相互利用等を推進し、広域的な救急医療体制の整備を図っていく。					
		・各自治体は、地域防災計画等と連携した実効性のある訓練を実施する。					
5	帰宅困難者対策	・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。 ・東京都で平成24年3月に帰宅困難者対策条例が制定されたことを踏まえ、関係する自治体における、条例などの検討状況の把握に努めていく。					
6	広域避難計画、支援体制の確立	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。					
7	応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携 体制の構築	・国土交通省でとりまとめた「応急仮設住宅建設必携(中間とりまとめ)」を参考に、各自治体において、必要な協定の整備、各地域の特性を考慮した独自のマニュアル等の検証、整備を行う。					
8	空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・ 協議	・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を活用し、災害時に円滑に提供できるよう関係団体との協定締結、地域の実情を踏まえた相互応援協定等の締結及び充実を推進する。					
9	災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関 する国への要請	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。					
10	災害廃棄物の広域処理	・環境省では、東日本大震災における廃棄物処理の実態、課題等を把握・整理するなどして、災害廃棄物の処理方法、地方自治体への支援方法等を検証し、広域処理の円滑化を図る観点から震災廃棄物対策指針(平成10年10月(阪神淡路大震災後)策定)の見直しに取り組んでいく。 ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。					
11	震災復興、緊急援助等に係る人的支援	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援 協定等の締結及び充実を推進する。					

(参考)「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題(22課題)とは

表 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題(22課題)におけるアクションプラン(その2)

	表 東日本大震災を踏まえた百都圏における広域的な連携・取組が必要な課題(22課題)におけるアクションブラン(その2) 					
No	22課題	アクションプラン				
12	災害時の交通手段の代替性確保	・陸海空が連携した緊急輸送の交通確保を図ることができるよう、関係機関の連携を強化するため、首都				
13	災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保	圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、荒 おける舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持する				
14	道路ネットワークの代替性・多重性確保	国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。				
15	道路啓開作業における官民連携	・道路啓開作業のための官民連携を強化するため、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の 実施を推進する。				
16	帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提 供体制の構築	・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。 ・相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施、通信等のライフラインの耐震化や都市公園等の防災拠点の整備を推進する。 ・総務省関東総合通信局は被災地や避難場所における通信手段の確保・提供に向け、災害用移動通信機器、電源車の貸与の周知に取り組んでいく。				
17	津波対策の検討・実施	・海岸保全施設の整備や耐震化・老朽化対策を推進するとともに、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化等を推進する。 ・津波ハザードマップの作成・活用、津波に関する情報の迅速かつ的確な提供等に取り組むほか、津波防災教育や津波防災訓練の実施等啓発活動を推進する。 ・都県が設定する国土交通省の公表した基本的な指針に基づいた津波浸水想定の住民等への周知状況や各自治体が実施する津波浸水想定を踏まえた津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)策定状況の把握に努め、取組み内容について連携を図っていく。				
18	災害時における高速道路の緊急マネジメント体制 の確立	・相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。				
19	民間のノウハウを活用した支援物資物流	・陸海空が連携した緊急輸送の交通確保のため、首都圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、荒川等における舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。 ・相互応援協定等の締結及び充実を推進する。				
20	災害に強い物流システム(ネットワークと拠点)の構 築	・「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」で取りまとめた内容について、実効性を持たせるとともに、効率的・効果的な支援物流システムを目指すため、訓練シナリオの作成及び実証訓練の実施、災害時協力協定の締結及び見直しの推進、関係者間の連携体制づくり、リストアップした民間物資拠点の更新について取り組んでいく。				
21	都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策	(課題17と同じ)				
22	地域間交流による人や地域の絆づくり	・災害分野以外についても、平時からの交流・連携を図る取り組みとして、「教育ファーム」や子どもたちの長期宿泊体験活動、グリーンツーリズム等の農山漁村滞在型余暇活動等人や地域の絆づくりを推進し、 非常時に活かしていく。				

(参考)アンケートの設問項目と22課題の関係

• 22課題それぞれのアクションプランに対して、アンケートの各設問項目が対応できる可能性を考慮し、アンケートの設問項目と22課題との関 係を以下のように整理した。

表 アンケートの設問項目と22課題の関係

		設問	22課題のうち該当する課題
2-1	広域での救急医療体制	①消防機関や医療機関との情報共有	課題4
		②ドクターヘリの利用 ③合同防災訓練について ○◆	課題1・2・3、4
2-2	広域での緊急輸送体制	①緊急輸送道路の整備について	
		②舟運のネットワークの整備について	課題12・13・14、19・20
		③ヘリポートの確保について	
		④物流関係者との連携体制づくりについて	-m BZ 10, 00
		⑤民間物資拠点のリスト更新について 〇◆	課題19•20
		⑥合同防災訓練について 〇◆	三田 日 百 1 0 2 10 10 00
		⑦相互応援協定について	課題1・2・3・18・19・20
2-3	広域での帰宅困難者対策	①基本原則の周知について	
		②安否確認手段の周知について	
		③備蓄の推進について	課題5-16
		④通信施設の耐震化について	
		⑤防災拠点の整備について	
		⑥合同防災訓練について 〇	──課題1·2·3、5·16
		⑦相互応援協定について〇	15不成21-2-3、3-10
2-4	広域での津波対策	①津波の情報提供について	── 課題17·21
		②津波防災教育について	17 亿 17
		③合同防災訓練について 〇	課題1-2-3、17-21
2-5	合同防災訓練	①民間企業と連携した道路啓開について ◆	課題1・2・3、15
		②自治体の区域を越えた広域的な避難について 🔷	課題1・2・3、6
2-6	相互応援協定の締結、または拡充	①自治体間での人的支援について	課題1・2・3、11
		②民間企業と連携した道路啓開について 〇	課題1・2・3、15
		③食料もしくは燃料の確保・供給について	課題1・2・3、9
		④自治体の区域を越えた広域的な避難について	課題1・2・3、6
		⑤民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の提供について 〇◆	課題1・2・3、7・8
		⑥災害廃棄物の処理について 〇	課題1・2・3、10
2-7	平時からの住民交流	①平時からの住民交流について 🔷	課題22

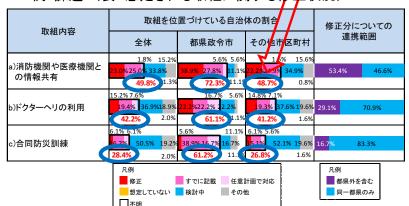
※凡例

7. 広域的な連携・取組が必要な課題(22課題)から見た修正状況・関連する事例を紹介

~各課題の「修正状況」及び「事例紹介」について~

- I.「修正状況」における整理方法について
- ・東日本大震災以降の自治体による地域防災計画の 修正状況を以下のように整理した。

地域防災計画を 修正した ・すでに記載 ・任意計画で対応 ・想定していない※ 修正しなかった ・検討中 ・その他 ・不明 例:課題4(表 想定される取組に関する修正状況)



Ⅱ「事例紹介」における事例抽出方法について

・22課題に対応した広域連携の取組に関する修正事例を、以下の3つの観点から抽出した。

先行事例

…取組を位置づけている自治体が少なかっ た取組内容についての事例を抽出

都県外との連携

…都県外と連携している自治体が少な かった取組内容について事例を抽出

*****・・・・22課題に対応した広域連携の取組に関し、 「他の自治体の参考となる修正内容」として 提供された事例を提示

例:課題4(事例1:救急医療に関する訓練実施(東京都))



【課題1 自治体間、官民間の支援協定等の促進】

【課題2 個別協定を補完する国や都県市による包括的

な支援ルールの確立・周知】

【課題3 首都圏外からの支援受け入れ体制(受援体制) の検討】

・課題1・2・3にあてはまる、相互応援協定等の締結及び充実、合同 防災訓練の実施についての修正は課題4~22の中で重複記載に なるため、課題1・2・3には掲載せず、課題4~22の中で整理する。

設問			掲載箇所
2-1	広域での救急医療体制	③合同防災訓練について	課題4(p.9~10)
2-2	広域での緊急輸送体制	⑥合同防災訓練について	課題12·13·14(p.19) 課題18(p.23)
		⑦相互応援協定について	課題19·20(p.24~25)
2-3	広域での帰宅困難者対策	⑥合同防災訓練について	課題5•16(p.11~13)
		⑦相互応援協定について	訴題3・10 (p.11・- 13)
2-4	広域での津波対策	③合同防災訓練について	課題17•21(p.21~22)
2-5	合同防災訓練	①民間企業と連携した道路啓開について	課題15(p.20)
		②自治体の区域を超えた広域的な避難 について	課題6(p.14)
2-6	相互応援協定の締結、または拡充	①自治体間での人的支援について	課題11(p.18)
		②民間企業と連携した道路啓開について	課題15(p.20)
		③食料もしくは燃料の確保・供給について	課題9(p.16)
		④自治体の区域を超えた広域的な避難 について	課題6(p.14)
		⑤民間賃貸住宅を活用した応急仮設住 宅の提供について	課題7•8(p.15)
		⑥災害廃棄物の処理について	課題10(p.17)

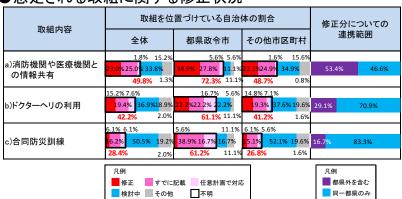
【課題4 救急医療体制の整備】

想定される取組

- a) 消防機関や医療機関との情報共有(設問2-1①より)
- b) ドクターヘリの利用(設問2-1②より)
- c) 合同防災訓練(設問2-13より)

I. 修正状況

●想定される取組に関する修正状況



- ・「その他」の主な回答
- a)消防機関や医療機関との情報共有
- ・広域応援要請は、都県の計画に
- ・消防機関の記載はあるが、医療 救護の記載はない 等
- b)ドクターヘリの利用
 - ・ヘリコプターの派遣要請は、ドクターヘリに限定していない
 - ・遠隔離島のため 等

c)合同防災訓練

- ・修正の必要性は認識しているが、 他の自治体との調整もあり修 正していない
- ・県主催の訓練に参加、協力 等
- 消防機関や医療機関との情報共有、ドクターへリの利用は、東日本 大震災以降に修正した自治体が多い。
- 消防機関や医療機関との情報共有では、連携範囲として都県外を含む、及び支援・受援両方を想定している割合が高い。
- 合同防災訓練を位置付けている自治体の割合は低い。

Ⅱ. 事例紹介

- 位置付けている自治体の割合が低い合同防災訓練について、「救急 医療に関する訓練実施(東京都)」(事例1)を紹介、都県外と連携して いる自治体が少ないドクターへリの利用について、「ドクターへリの派 遣(新潟県)」(事例2)を、合同防災訓練について、「九都県市合同防 災訓練等への参加(千葉県八街市)」(事例3)を紹介。
- 救急医療体制についての参考事例「速やかな初動医療体制を確保 (東京都)」(事例4)、及び「赤十字病院に災害時医療救護本部を設置(東京都武蔵野市)」(事例5)を紹介。

■事例1: 救急医療に関する訓練実施(東京都)

計画名: 東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

箇 所: P.349、351、352、357

概 要: ○東京都地域災害医療コーディネーターと 関係機関の情報通信訓練等を実施。

- 〇都福祉保健局、東京消防庁等は、救出救助活動 と連携した東京 DMATの活動訓練等を実施。
- 〇病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ BCP(事業継続計画)を策定するとともに、訓練等を定期的に実施。
- 〇円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠 点病院等との通信訓練を実施。
- 〇平時から、災害拠点病院の通信訓練や、東京都 災害医療コーディネーターを中心とした情報連 絡体制の確保に向けた訓練を実施。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

- 修正目的:・東京都は東日本大震災の経験を踏まえ、災害 医療体制を見直し構築し、新たに設置した災 害医療コーディネーターを中心とする情報連 絡体制を構築し、訓練を通じて検証。
 - ・都福祉保健局と東京消防庁が合同で東京 DMATの活動訓練を実施し、救出救助活動 現場における関係機関と連携したより効果的 な活動を目指す。
 - ・各医療機関においてもBCPを踏まえ、関係機関と連携しながら訓練を実施し、災害医療体制を検証。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

先行事例



訓練の様子 写真提供:東京消防庁

■事例2:ドクターへリの派遣(新潟県)

計画名: 新潟県地域防災計画(震災対策編)

簡 所: P.137、323、324

概 要: ○ 県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及

び新潟大学医歯学総合病院(ドクターヘリ基地 病院)等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊 員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保

に努める。

〇ドクターヘリ基地病院(新潟大学医歯学総合病 院)は、災害発生時に県からドクターへリの出動 指示又は被災地からの派遣要請があった場合 などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等にお いて救命活動を行う。

○ 災害時、県災害対策本部は、医療関係団体(新 潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟 県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護 協会等)、新潟DMAT、基幹災害拠点病院(新 温大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院)、消 防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニ 一ズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣 調整等の医療救護活動の調整を行う。

出典:新潟県地域防災計画(震災対策編)

修正目的: 新潟県では、平成24年10月からドクターへリの運航を開始したため、災害時における

被災地へのドクターへリの派遣について、地域防災計画へ位置付けたもの。

■事例3:九都県市合同防災訓練等への参加(千葉県八街市)

計画名: 八街市地域防災計画 震災編

都県外との連携

簡 所: P.震災-7

概 要: ○ 発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民による防災活動が重要で ある。市は消防機関、自主防災組織、区(自治会)、ボランティア団体(NPO含む)、 地区社会福祉協議会、事業所、学校等、防災関係機関等と協力し、実践的な総合 防災訓練を実施する。

> 〇 県の行う九都県市合同防災訓練等の 広域的な防災訓練にも協力し参加する。

- 総合防災訓練の種類は下記の通り。
 - ア 災害対策本部設置・運営訓練
 - イ非常参集訓練
 - ウ 情報収集・伝達広訓練
 - 工 緊急通信確保訓練
 - 才 避難誘導訓練
 - 力 初期消火訓練
 - キ 救出・救護訓練

 - ク 救援活動訓練
 - ケ 交通対策訓練
 - コ応援要請訓練 出典:八街市地域防災計画 震災編

修正目的: 大規模な地震等の発生を想定した場合、広域連携が非常に重要であるため、広域

連携の第一歩として広域的な防災訓練への参加を明記したもの。

都県外との連携



■事例4:速やかな初動医療体制を確保(東京都)

計画名:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

簡 所:P.341~393

概 要:〇一刻も早い救命措置等が行えるよう東京 DMAT の編成。

- ○災害医療コーディネーターを中心とした災害 医療体制を構築。
- 〇搬送先や搬送手段、方法など迅速な調整及 び広域搬送拠点(SCU)と連携した広域搬 送の実施。

修正目的:都内で約15万人の負傷者の発生が想定さ れており、東京DMAT 等による迅速な医療 救護活動を実施。

> また、被害情報を効率的に集約して、発災 直後から限られた医療資源を最大限活用で きるようコーディネート体制を構築し、速やか な初動医療体制を確保。



図 発災直後の連携体制(イメージ)

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

参考事例

■事例5: 赤十字病院に災害時医療救護本部を設置(東京都武蔵野市)

計画名: 武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)

簡 所: P.354, 360

概 要: 武蔵野市では、発災直後に武蔵野赤十字病 院に武蔵野市災害時医療救護本部を設置 し、災害医療コーディネーターを中心とした災 害医療体制を構築。

出典:武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)

修正目的:東日本大震災時の宮城県石巻市では、津波 で多くの医療機関が流された中、石巻赤十字 病院が医療救護本部機能を担い、全国から 集まった医療救護班などの配置、調整などを 実施。この教訓をふまえ、武蔵野赤十字病院 に災害時医療救護本部を設置。

> 出典:東日本大震災に対する武蔵野市の取り組みと今後 の防災対応指針~武蔵野市地域防災計画の見直 しへ向けて~(平成24年2月)(図も含む)



図 災害時医療救護の流れ

《関連する任意計画》

計画名:武蔵野市防災対応指針

實定年月: 平成24年2月

概要:東日本大震災の教訓として、震災の経験から 学んだことを整理したうえで、武蔵野市独自の 防災対策上の課題・方向性を取りまとめたもの

【課題5 帰宅困難者対策】

【課題16 帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた 情報提供体制の構築】

想定される取組

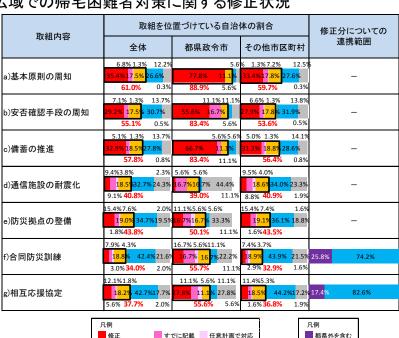
- a) 基本原則の周知(設問2-3①より)
- b) 安否確認手段の周知(設問2-3②より)
- c) 備蓄の推進(設問2-3③より)
- d) 通信施設の耐震化(設問2-3(4)より)
- e) 防災拠点の整備(設問2-3(5)より)
- f) 合同防災訓練(設問2-3⑥より)
- g) 相互応援協定(設問2-3(7)より)

I. 修正状況

●広域での帰宅困難者対策に関する修正状況

想定していない 検討中

不明



都県外を含む 同一都県のみ

•「その他」の主な回答

a)基本原則の周知

- ・多くの帰宅困難者を想定してお らず、 避難収容活動計画のみ
- ・地形上の特性により、首都圏の 帰宅困難者とは異なった対応 をとるため

d)通信施設の耐震化

- すでに耐震化済みのため
- 帰宅困難者限定ではないが、公 共建築物の耐震化は規定して いる

b)安否確認手段の周知

- 防災計画の修正はしていないが、 音声告知端末等で安否確認方 法などを周知している
- 防災訓練時に通信業者の協力 のもと利用体験を実施

e)防災拠点の整備

- 情報提供場所に駅や街道を想 定しているため
- ・整備する敷地の確保が困難

c)備蓄の推進

- 駅やバスターミナルなどがない ため、住民用備蓄にて対応
- ・帰宅困難者のためだけに備蓄を していない

f)合同防災訓練

- ・県主催の訓練に参加・協力
- 合同防災訓練において実施して いるが、その文言を計画の中で は記載せず

q)相互応援協定

- 帰宅困難者の発生は限定的であり、広域避難所での対応を予定
- 徒歩帰宅者支援のためにコンビニやチェーン店と協定を締結している
- 基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の推進は、取組を位置 付けている自治体の割合が半数を超えている。
- また、これらの3つの取組内容については、東日本大震災以降に修 正した自治体が特に多い。
- ※基本原則とは、災害発生時に帰宅困難者が「むやみに移動を開始しない」 という原則のこと。(首都直下地震対策大綱(平成17年9月中央防災会議 決定))

Ⅱ. 事例紹介

- 都県外と連携している自治体が少ない合同防災訓練について、「駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施(東京都)」(事例1)を、相互応援協定について、「九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保(千葉県)」(事例2)を紹介。
- 広域での帰宅困難者対策についての参考事例として、「『吉祥寺ルール』の徹底・拡充(東京都武蔵野市)」(事例3)、「帰宅困難者の発生抑制(一斉帰宅の抑制)のための周知(神奈川県横浜市)」(事例4)、及び「帰宅困難者一時滞在施設検索システム(一時滞在NAVI)(神奈川県横浜市)」(事例5)を紹介。

■事例1:駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施(東京都)

計画名: 東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

箇 所: P.401、405、416

概 要: ○ 駅前滞留者対策として、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区市町村が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区市町村、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会を設置する。警視庁は、駅前滞留者対策協

議会等と連携した訓練を実施する。

○ <u>行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証</u>など、徒歩帰宅支援の充実を図る。区市町村は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

修正目的: ·東日本大震災における教訓を踏まえて、修正を行った。

- ・新たな被害想定では、約517万人の帰宅困難者の発生が想定されている。
- ・帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例の内容を周知徹底する。
- · 帰宅困難者の帰宅を支援するため、公共交通機関の運行状況、帰宅道路に関する情報提供等徒歩帰宅者に対する支援体制を強化した。

先行事例





写真 徒歩帰宅訓練の様子 写真提供:東京都

■事例2: 九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保(千葉県)

計画名: 千葉県地域防災計画

箇 所: P.地-2-69~71

概 要: ○県及び市町村は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、市町村が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定。

○県及び市町村は、九都県市首脳会議における協定締結 事業者の確保と併せて、県内で店舗を経営する事業者 と、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で 帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の 提供などを内容とした協定締結を進め、災害時帰宅支 援ステーションを確保する。

修正目的: 大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運航に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性が

都県外との連携

参考事例

先行事例

■事例3:「吉祥寺ルール」の徹底・拡充(東京都武蔵野市)

計画名: 武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)

箇 所: P.164

概 要: 行政や民間事業者等の災害時における 役割分担や地域特性に応じた対策など を定めた「吉祥寺ルール」を周知徹底す

る。

ルール① 一斉帰宅の抑制

ルール② 待機に必要な3日分の備蓄

ルール③ 来街者等の保護

ルール④ 官民の連携による正確な情報

提供

ルール⑤ まちぐるみで帰宅困難者用ー

時滞在施設の確保

出典:武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)

修正目的: 駅周辺の混乱防止のため、吉祥寺駅周辺混乱防止対策協議会の活動を促進し、 吉祥寺ルールの徹底及び発災時の役割 の確認と円滑な行動の習熟等のルール の拡充を図る。

出典:千葉県地域防災計画

図 吉祥寺駅周辺混乱防止ルール「吉祥寺ルール」 出典: 武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)

■事例4:帰宅困難者の発生抑制(一斉帰宅の抑制)のための周知(神奈川県横浜市)

計画名: 横浜市防災計画震災対策編(平成25年3月)

箇 所: P.142

概 要: 事業者や学校への啓発として、個人や事業所が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を周知する。さらに、この

老抑制の基本方針」を周知する。さらに、この 趣旨に賛同を得られた事業者等については、 本市ホームページ等で『「一斉帰宅抑制の基

本方針」賛同事業者』として広くPR する。 出典:横浜市防災計画震災対策編(平成25年3月)

修正目的:帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等

の発生を抑制することが重要であるため、「む やみに移動を開始しない」という基本原則を 周知するとともに、事業者等に対して従業員 等の施設内待機やそのための備蓄の推進、 家族等との安否確認手段の確保等を啓発し、

帰宅困難者の発生を抑制する。

出典:横浜市防災計画震災対策編(平成25年3月)



図 横浜市帰宅困難者マニュアル(名刺サイズ)

出典:横浜市総務局HP

参考事例

■事例5:帰宅困難者一時滞在施設検索システム(一時滞在NAVI)(神奈川県横浜市)

計画名: 横浜市防災計画震災対策編(平成25年3月)

箇所: P.145

概要: 災害発生時に、どの一時滞在施設で受け入れ可能かなどの情報を スマートフォンや集

れ可能かなどの情報を、スマートフォンや携 帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在

施設検索システム」を整備。

出典:横浜市防災計画震災対策編(平成25年3月)

修正目的:帰宅困難者等対策は、まず、帰宅困難者等 の発生を抑制することが重要であるため、「む

やみに移動を開始しない」という基本原則を 周知するとともに、事業者等に対して従業員 等の施設内待機やそのための備蓄の推進、 家族等との安否確認手段の確保等を啓発し、

帰宅困難者の発生を抑制する。

出典:横浜市防災計画震災対策編(平成25年3月)



図 帰宅困難者一時滞在施設検索システム 出典:帰宅困難者一時滞在施設検索システム 「一時滞在NAVI」横浜市HP

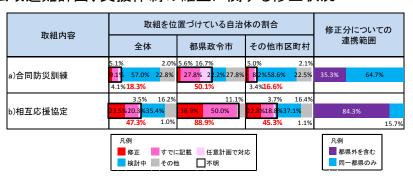
【課題6 広域避難計画、支援体制の確立】

想定される取組

- a) 合同防災訓練(設問2-5②より)
- b) 相互応援協定(設問2-64より)

I. 修正状況

●広域避難計画、支援体制の確立に関する修正状況



「その他」の主な回答

- a) 自治体の区域を越えた広域的な避難
 - ・広域避難の合同訓練は県計画にも記載がなく、市町村レベルでは対応が困難
- b)自治体の区域を越えた広域的な避難
 - 修正はしていないが、相互応援協定の拡充を図っている
 - 防災計画の修正とは別に協定締結を優先に進めている
- 相互応援協定の締結、または拡充は、東日本大震災以降に修正し た自治体が多い。また、連携範囲として都県外を含む、及び支援・受 援両方を想定している割合が高い。
- 合同防災訓練を位置付けている自治体の割合は低い。修正しな かった理由としては、市町村レベルでは対応が困難であるとの回答 が多かった。

Ⅱ 事例紹介

• 位置付けている自治体の割合が低い合同防災訓練について、「総合 防災訓練の実施(静岡県磐田市) (事例1)を紹介。

■事例1:総合防災訓練の実施(静岡県磐田市)

計画名: 磐田市地域防災計画(平成25年3月修正)

一般対策編

箇 所: P.24

概 要: 県が実施する訓練に協力し、他の地方公共団 体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主 防災会、非常通信協議会、民間企業、ボラン ティア団体及び災害時要援護者を含めた地域 住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点を おき、市は、総合防災訓練を行うものとする。

〈訓練項目〉

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出•救護
- (6) 避難・誘導 (7) 通信情報連絡 (8) 救助物資輸送
- (9) 給水・炊出し

- (10) 応急復旧
- (11) 遺体処理

出典:磐田市地域防災計画(平成25年3月修正)

先行事例



写真 総合防災訓練の実施(静岡県磐田市提供)

【課題7 応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域 連携体制の構築】

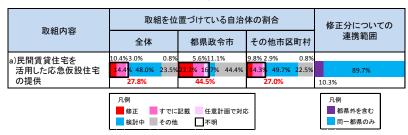
【課題8 空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議】

想定される取組

a) 相互応援協定(設問2-6⑤より)

I. 修正状況

●相互応援協定の締結、または拡充に関する修正状況

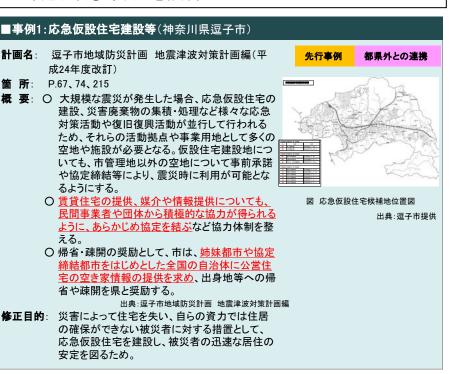


「その他」の主な回答

- a)民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の提供
 - ・災害救助法適用時の応急仮設住宅の対応は、都が主体となって行うため
- 民間賃貸住宅の戸数が非常に少ない
- 相互応援協定の締結、または拡充している自治体が少なく、修正しなかった自治体の約半数が検討中としている。その他の回答として、民間賃貸住宅の戸数が少ない等が挙げられている。
- 連携範囲として都県外を含む割合は低い。

Ⅱ. 事例紹介

• 位置付けている自治体の割合が低く、都県外と連携している自治体が少なかった相互応援協定について、「応急仮設住宅建設等(神奈川県逗子市)」(事例1)を紹介。



【課題9 災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に 関する国への要請】

想定される取組

a) 相互応援協定(設問2-63より)

I. 修正状況

●相互応援協定の締結、または拡充に関する修正状況



「その他」の主な回答

- a)食料もしくは燃料の確保・供給 ・県の計画等により対応
- 相互応援協定の締結、または拡充は、多くの自治体が取組を位置付けている。また、修正した自治体の1/3以上が連携範囲として都県外を含んでいる。

Ⅱ. 事例紹介

• 相互応援協定の締結、または拡充についての参考事例として、「県石油業協同組合との協定締結に伴う連携及び輸送体制の整備(茨城県水戸市)」(事例1)を紹介。

■事例1: 県石油業協同組合との協定締結に伴う連携及び輸送体制の整備(茨城県水戸市)

計画名: 水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編

簡 所: P.46~49、130~133、225~226

概 要: 〇災害発生時に応急対策の実施及び住民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油業協同組合との協定締結に基づき連携を図る。また県石油業協同組合や茨城県等と災害発生時における情報連絡体制を確立する。

- ○緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、 車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調 達体制を整備する。
- 〇市は、緊急輸送道路を補完する道路として、災害時主要道路をあらかじめ指定し、災害時において地域住民の避難、救助・救急・医療・消火活動、緊急物資輸送等を行うため、耐震強化に配慮した道路基盤整備等に努める。

出典:水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編

修正目的:災害時の燃料確保及び迅速な輸送体制の確立。



参考事例

写真 燃料給油指定車両のステッカー

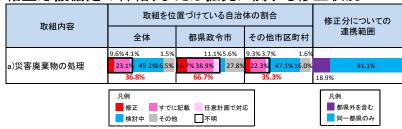
【課題10 災害廃棄物の広域処理】

想定される取組

a) 相互応援協定(設問2-6億より)

I. 修正状況

●相互応援協定の締結、または拡充に関する修正状況



- 「その他」の主な回答
 - a)災害廃棄物の処理
 - ・県の計画等により対応
- 相互応援協定の締結、または拡充は、多くの自治体が位置づけており、修正しなかった自治体の約半数が検討中としている。
- 修正しなかったその他の理由として、県の計画等により対応するという回答が挙げられている。

Ⅱ. 事例紹介

都県外と連携している自治体が少ない相互応援協定について、「関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備(新潟県)」(事例1)を紹介。

■事例1:関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備(新潟県)

計画名: 新潟県地域防災計画(震災対策編)

箇 所: P.133、134

概 要: 〇市町村は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害 廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、 住民に対し、協力を求める事項について周知し、一 般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の 整備に努める。

- 県は、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。関係団体とは災害時の応援協定等により、広域処理体制を整備する。
- 震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の災害廃棄物処理計画を策定する。
- 近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、 震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、 地域の住民組織やボランティア組織等との協力体 制を整備。

出典:新潟県地域防災計画(震災対策編)

修正目的: これまでの災害の経験を踏まえ、広域処理体制を 整備し、地域防災計画へ位置付けたもの。 都県外との連携



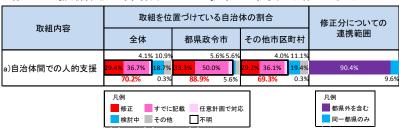
【課題11 震災復興、緊急援助等に係る人的支援】

想定される取組

a) 相互応援協定(設問2-6①より)

I. 修正状況

●相互応援協定の締結、または拡充に関する修正状況



•「その他」の主な回答

- a)自治体間での人的支援
 - ・実際に職員を被災地に派遣しているが、協定の締結や計画等への記載なし
 - ・全国知事会の協定について記載済みだが、人的支援などの詳細な記載は不要と考える
- 相互応援協定の締結、または拡充は、東日本大震災以降に修正した 自治体を含め、多くの自治体で位置づけている。修正した自治体の 大半が、都県外を含む連携範囲を想定している。

【課題12 災害時の交通手段の代替性確保】

【課題13 災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保】

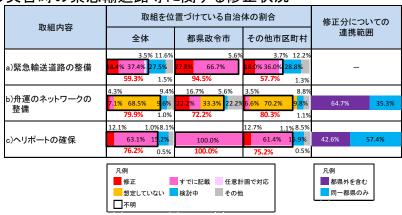
【課題14 道路ネットワークの代替性・多重性確保】

想定される取組

- a) 緊急輸送道路の整備(設問2-2①より)
- b) 舟運のネットワークの整備(設問2-2②より)
- c) ヘリポートの確保(設問2-2③より)

I. 修正状況

●災害時の緊急輸送路等に関する修正状況



「その他」の主な回答

- a)緊急輸送道路の整備
 - ·緊急輸送道路が県道などのため 管轄外
 - ・町道レベルでは高規格の道路の 整備は財政的に非常に厳しい
- b)舟運のネットワークの整備
 - ・船着場の確保はあるが、ネット ワークに関する記載なし
 - ・船舶輸送については県の役割と なっており、市町村計画の修正 は不要
- c)ヘリポートの確保
- 県の計画等により対応
- ・ヘリポートについての記載はあ るが、航空輸送は想定していな い
- 緊急輸送道路の整備、舟運のネットワークの整備、ヘリポートの確保 を位置付けている自治体の割合は高い。このうち、舟運のネットワーク整備は、想定していない自治体の割合が高い。
- 舟運のネットワークの整備、相互応援協定では、連携範囲が都県外を含んでいる割合が高い。

Ⅱ. 事例紹介

舟運のネットワークの整備の参考事例として、「舟運を含む緊急輸送ネットワークの整備(東京都)」(事例1)を、また災害時の緊急輸送路の参考事例として、「緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進(東京都)」(事例2)を紹介。

■事例1: 舟運を含む緊急輸送ネットワークの整備(東京都)

計画名: 東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

参考事例

箇 所: P.170

概要: 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、

第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急

輸送ネットワークを整備する。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

水上輸送	·河川等船着場(災害拠点病院隣接)20	20	二次
基地	・河川等船着場(その他)55	55	三次

修正目的:・東日本大震災における教訓や指針、新たな被害想定で明らかになった東京 の防災上の課題を踏まえて、修正を行った。

・震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間

を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

■事例2:緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進(東京都)

計画名: 東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

| **箇 所**: P.111、112、163

概 要: 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐 震化を推進する条例に基づき緊急輸送道路

震化を推進する条例に基づき緊急輸送道路 の沿道建築物について、耐震化を平成27年 度までに完了するとともに、助成制度や低利 融資制度の活用等により、耐震化を強力に推

進する。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

修正目的: 災害時、緊急輸送道路(高速自動車国道、

一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路 並びにこれらの道路と知事が指定する拠点 (指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互 に連絡する道路)の沿道建築物の倒壊により、

道路が閉塞する可能性があるため。



図 特定緊急輸送道路の指定

出典:東京都都市整備局パンフレット「緊急輸送道 路沿道沿いの建築物の耐震化にご協力くだ さい!」

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

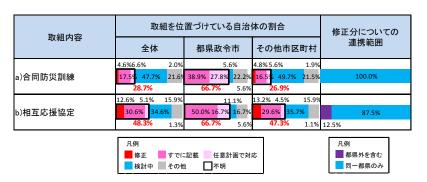
【課題15 道路啓開作業における官民連携】

想定される取組

- a) 合同防災訓練(設問2-5①より)
- b) 相互応援協定(設問2-6②より)

I. 修正状況

●道路啓開作業における官民連携



「その他」の主な回答

- a)民間企業と連携した道路啓開
- 特に記載はないが、市防災訓練において訓練を行っている
- 県のスキームの下、県内市町が合同で訓練を行っている
- b)民間企業と連携した道路啓開
- 修正はしていないが、相互応援協定の拡充を図っている
- 合同防災訓練を位置付けている自治体の割合は低い。また、連携範 囲として都県外を含む自治体は全くない。
- 相互応援協定の締結、または拡充を位置付けている自治体の割合 は多いが、連携範囲として都県外を含む自治体は少ない。

Ⅱ 事例紹介

- 位置付けている自治体の割合が低く、また都県外と連携している自治 体がなかった合同防災訓練について、「民間企業と連携した道路啓 開(茨城県水戸市) (事例1)を紹介。
- 都県外と連携している自治体が少ない相互応援協定について、「平 時より連携を強化(群馬県藤岡市)」(事例2)を紹介。

■事例1:民間企業と連携した道路啓開(茨城県水戸市)

計画名: 水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編

箇 所: P72~74

概 要: 〇総合防災訓練において、道路復旧、障害物排除を

含む訓練種目を、関係機関と連携し、実施する。 ○訓練参加機関は、県、他の自治体、防災関係機関

及び協定締結団体・事業所と連携するとともに、自 主防災組織、ボランティア組織、災害時要援護者も 含めた一般市民の参加も広く呼びかけ実施する。

出典:水戸市地域防災計画 地震災害対策計画編

修正目的:民間との協定締結及び連携した訓練実施により、 災害時の迅速な応急体制を確立。



先行事例





■事例2: 平時より連携を強化(群馬県藤岡市)

計画名: 藤岡市地域防災計画

都県外との連携

箇所: P.24、270

概 要: 〇道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関にお いて相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化する。

○ 道路啓開用資機材の整備として、道路管理者は事故車両、落下物、倒壊物及び危

険物等の流出時に的確な活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

○緊急輸送道路ネットワークの形成として、群馬県指定の緊急輸送道路のほか、市は 次の拠点を結ぶ区間も緊急輸送道路に準ずる道路(地震発生時に通行を確保すべ き道路)として位置付け、耐震化や災害時の啓開体制の整備を推進する。

出典:藤岡市地域防災計画

修正目的: 災害が発生した場合、行政は災害対策について迅速な対応が求められる。そこで市 内の土木・建設会社へ災害時に応援できる組織の立上げについて連携を図り、藤 岡市災害建設協力会が設立し、市が管理する道路・河川等に関する災害応急工事 の実施等について定めた応援協定を締結。行政と民間企業が協力し合い、いち早

い災害対応を図るもの。

20

【課題17津波対策の検討・実施】

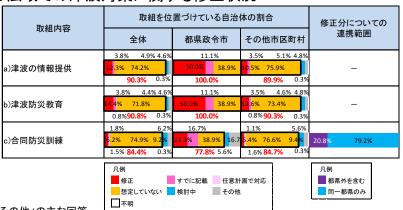
【課題21 都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策】

想定される取組

- a) 津波の情報提供(設問2-4①より)
- b) 津波防災教育(設問2-4②より)
- c) 合同防災訓練(設問2-43より)

I. 修正状況

●広域での津波対策に関する修正状況



・「その他」の主な回答

- a)津波の情報提供
- ・岩屑なだれによる内水面の 津波を想定
- b)津波防災教育
- ・修正はしたが「広域的な連携」については言及せず
- c)合同防災訓練
- ・必要性を感じてはいるが、県計画の修正
 - を待っている状況である
- ・離島のため実施は困難
- 津波の情報提供、津波防災教育、合同防災訓練ともに、想定していない自治体が多い。修正した自治体の約2割が、連携範囲として都県外を含んでいる。
- 都県政令市では、東日本大震災以降に修正した自治体が多い。

Ⅱ. 事例紹介

- 都県外と連携している自治体が少ない合同防災訓練について、「総合防災訓練において水門・陸こうの閉鎖訓練や住民の避難訓練等を実施(東京都)」(事例1)を紹介。
- 広域での津波対策についての参考事例として、「津波自主避難マップ の作成推進(東京都品川区)」(事例2)、「区民・事業者に対し津波・液 状化の可能性を周知(東京都港区)」(事例3)を紹介。

■事例1:総合防災訓練において水門・陸こうの閉鎖訓練や住民の避難訓練等を実施 (東京都)

計画名: 東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

箇 所: P.220、223、261

概 要: 〇東京都総合防災訓練において、津波による被害を想 定した水門・陸こうの閉鎖訓練や住民の避難訓練等を 実施

> 〇総合防災訓練の参加機関は、都各局、区市町村、<mark>指</mark> 定地方行政機関等、自衛隊、都民等。

> > 出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

修正目的:・東日本大震災における教訓や指針、新たな被害想 定で明らかになった東京の防災上の課題を踏まえ

て、修正を行った。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)



都県外との連携

写真 陸こうの閉鎖訓練の様子 写真提供:東京都

参考事例

■事例2:津波自主避難マップの作成推進(東京都品川区)

計画名: 品川区地域防災計画(平成24年度修正)

簡 所: P.213

概 要: 津波に対する想定外への対応を確実に実施 していくとともに、個人および地域の防災意識 の啓発、行動力の向上を図るため、区民一人 ひとりによる「津波自主避難マップ」作成を推 進していく。

出典:品川区地域防災計画(平成24年度修正)

修正目的:大規模な地震の際には、水門の非稼動・防潮 堤の損壊等により、津波被害が発生する可能 性も想定できる。そのため、区は津波自主避 難マップの作成を進めるため、ワークショップ を通じて作成した津波自主避難マップ作成マ

ニュアルの普及を図る。



図 品川区津波自主避難マップ

出典:品川区地域防災計画(平成24年度修正)

■事例3:区民・事業者に対し津波・液状化の可能性を周知(東京都港区)

計画名: 港区地域防災計画 震災編(平成24年修正)

箇 所: P.31、32、154~157

概要: 区独自の津波・液状化のシミュレーション結果

に基づき、津波ハザードマップの作成や液状 化マップの更新、海抜標示板の設置などの津 波や液状化の対策を追加。津波対策に関す る普及啓発のための津波セミナーや津波避

難訓練を実施。

出典:港区地域防災計画 震災編(平成24年修正)

修正目的:東日本大震災を教訓に、想定外がないように と区にとって最悪となる条件で津波や液状化 のシミュレーションを行い公表した。

> このシミュレーション結果を踏まえ、港区防 災街づくり整備指針を改定し、整合性を図りな (関連する任意計画) がら港区地域防災計画にも反映し、区で津波 計画名:港区防災街づくり整備指針 対策などを推進することとした。

出典:港区津波・液状化シミュレーション結果(平成25年3月)



出典:港区地域防災計画 震災編(平成24年修正)

策定年月: 平成25年3月 概要:防災性の高い都市構造のあり方や、災害に強 い街づくりの実現に向けた目標や方針等の基本 的方向性を示すとともに、方向性に沿った整備 の取組を総合的に示すもの

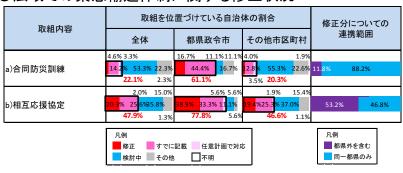
【課題18 災害時における高速道路の緊急マネジメント 体制の確立】

想定される取組

- a) 合同防災訓練(設問2-2億より)
- b) 相互応援協定(設問2-2⑦より)

I. 修正状況

●広域での緊急輸送体制に関する修正状況



「その他」の主な回答

- a)合同防災訓練
- ・市町村レベルでは広域の合同訓練はできず、県計画にも記載がないため
- ・十分な体制が構築されていない

b)相互応援協定

- ・協定締結に至ったものもあるが、計画の更新には至らず
- ・地域防災計画の修正には至っていないが任意計画等で対応
- 合同防災訓練を位置付けている自治体の割合は低い。
- 相互応援協定の締結、または拡充は、多くの自治体が位置付けている。東日本大震災以降に修正した自治体が約2割ある。また、修正した自治体の約半数が、連携範囲として都県外を含んでいる。

Ⅱ. 事例紹介

• 位置付けている自治体の割合が低く、また都県外と連携している自治体が少ない合同防災訓練について、「高速道路会社と他の防災機関との緊密な連携(東京都)」(事例1)を紹介。

■事例1: 高速道路会社と他の防災機関との緊密な連携(東京都)

計画名: 東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

先行事例

都県外との連携

箇 所: P.184~193

- 概 要: 〇道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。
 - ○首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。
 - ○東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路は、震災後、直ちに状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。被害状況に基づき、関係業者から啓開資機材等の調整を行う。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

修正目的:・道路や港湾、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、都民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

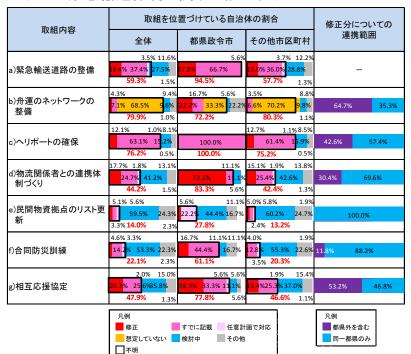
【課題19 民間のノウハウを活用した支援物資物流】 【課題20 災害に強い物流システム(ネットワークと拠点) の構築】

想定される取組

- a) 緊急輸送道路の整備(設問2-2(1)より)
- b) 舟運のネットワークの整備(設問2-2②より)
- c) ヘリポートの確保(設問2-2③より)
- d) 物流関係者との連携体制づくり(設問2-2④より)
- e) 民間物資拠点のリスト更新(設問2-25より)
- f) 合同防災訓練(設問2-2⑥より)
- g) 相互応援協定(設問2-2⑦より)

I. 修正状況

●広域での緊急輸送体制に関する修正状況



・「その他」の主な回答

- a)緊急輸送道路の整備
- ・緊急輸送道路が県道などのため 管轄外
- ・町道レベルでは高規格の道路の 整備は財政的に非常に厳しい
- b)舟運のネットワークの整備
 - ・船着場の確保はあるが、ネットワークに関する記載なし
 - ・船舶輸送については県の役割と なっており、市町村計画の修正 は不要
- d)物流関係者との連携体制づくり
 - ・運送事業者との協定についての 記載はあるが、施設活用等の 記載なし
 - ・防災協定により対応するため
- e)民間物資拠点のリスト更新
- ・物資拠点となりえる民間施設がない
- ・物資拠点は公共施設と定めてい
- ٠,
- f)合同防災訓練

c)ヘリポートの確保

県の計画等により対応

・市町村レベルでは広域の合同訓練はできず、県計画にも記載がないため

ヘリポートについての記載はあ

るが, 航空輸送は想定していな

・十分な体制が構築されていない

- g)相互応援協定
 - ・協定締結に至ったものもあるが、計画の更新には至らず
- ・地域防災計画の修正には至っていないが任意計画等で対応
- 緊急輸送道路の整備、ヘリポートの確保は、多くの自治体が取組を 位置付けている。
- 舟運のネットワークの整備は、約7割の自治体が想定していないと回答している。
- 物流関係者との連携体制づくりは、東日本大震災以降に多くの都県 政令市が修正している。
- 民間物資拠点のリスト更新、及び合同防災訓練を位置付けている自 治体の割合は低い。また、連携範囲として都県外を含む割合が低い。

Ⅱ. 事例紹介

• 位置付けている自治体の割合が低く、また都県外と連携している自治体が少ない民間物資拠点のリスト更新について、「災害時における物流計画(千葉県)」(事例1)を、合同防災訓練について、「石油連盟及び石油商業組合との訓練実施(東京都)」(事例2)を紹介する。

■事例1:災害時における物流計画(千葉県)

計画名: 災害時における物流計画(平成25年1月)

箇 所: P.473

概要: 県外からの大量の支援物資等を被災地に

迅速円滑に供給するため、民間物流事業 者と連携した円滑な支援物資の管理供給 体制を構築するために「災害時における物

流計画」を策定した。

県は候補となる物流倉庫を、事前にリストアップしておき、発災時に、民間物流事業者等と早急に調整し、県内の被害分布や交通状況等を考慮した上で、使用可能な物流倉

庫を選定する。

出典:災害時における物流計画(平成25年1月7日)

修正目的:「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の 基本指針」に基づき、大量の支援物資を被 災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在 庫管理等のノウハウ、荷役機械、資器材な どを有する民間物流事業者と連携し、円滑 な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

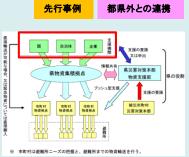


図 支援物資の要請・供給の流れ 出典:災害時における物流計画(平成25年1月7日)

《関連する任意計画》

計画名:災害時の緊急物資等に係る備蓄·物流の基 本指針

策定年月: 平成24年8月17日

概要:過去の災害からの教訓を踏まえ、東京湾北部 地震に対応した緊急物資の備蓄・物流体制を構 築するため、備蓄に関する各主体の役割を明示 し、県が策定する備蓄並びに物流に関する計画 の基本的な方向性を示すもの

■事例2:石油連盟及び石油商業組合との訓練実施(東京都)

出典:災害時における物流計画(平成25年1月7日)

計画名: 東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

箇 所: P.469~478

概 要: 〇平成20 年に石油連盟及び東京都石油商業組 合との間で石油燃料の安定供給に関する協定 を締結し、毎年、訓練を実施している。

- 〇都は、発災時に迅速な情報収集及び連絡調整 を可能にするため、東京都災害情報システム(DIS)の整備を進めるとともに、円滑な物資の搬 送調整、車両調達等が行えるよう、物流事業者 などの関係機関と連携して、実践的な訓練を実 施する。
- 〇協定の実効性を高めるため、関係機関の協力 を得ながら実践的な訓練を実施するとともに、 平時における燃料のストック状況、発災後の連 絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける 施設の受入体制など細部にわたり実効性のあ る体制を構築する。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

修正目的: 石油燃料の供給体制を整備する。

出典:東京都地域防災計画震災編(平成24年修正)

先行事例

都県外との連携



写真 平成25年度 東京都・あきる野市 総合防災訓練の様子 写真提供:石油連盟

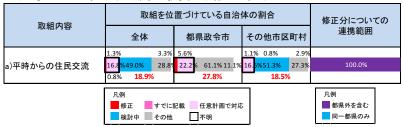
【課題22 地域間交流による人や地域の絆づくり】

想定される取組

a) 平時からの住民交流(設問2-7①より)

I. 修正状況

●平時からの住民交流に関する修正状況



•「その他」の主な回答

- a)平時からの住民交流
 - ・民間交流は重要であるが、防災分野以外のことなので、掲載していない
 - ・他部署の事業として行っている
 - ・地域防災計画にはなじまないと考える
- 平時からの住民交流を位置付けている自治体の割合は低い。修正 した自治体の連携範囲は、全て都県外を含んでいる。

Ⅱ 事例紹介

- 位置付けている自治体の割合が低い平時からの住民交流について、 「姉妹都市との連携(千葉県旭市・長野県茅野市)」(事例1)を紹介。
- 平時からの住民交流についての参考事例として、地域防災計画には位置付けられていないが、「防災グリーンツーリズム宣言(新潟県)」(事例2)を紹介。

■事例1:姉妹都市との連携(千葉県旭市・長野県茅野市)

計画名: 旭市地域防災計画 資料編

先行事例

参考事例

箇 所: P.21

概 要: 千葉県旭市では、甚大な被害が発生したときに迅速に対応できるよう、協定の締結など他の自治体との連携強化を図っている。なお、<u>姉妹都市である長野県茅</u>

野市とは、平成9年11月に災害時における相互応援協定を締結している。

姉妹都市に至った経緯:

昭和49年2月に、海辺のまちとの姉妹都市提携を考慮中であった茅野市から、 旧旭市に対し提携についての意向が打診された。旧旭市は当時、市制施行20 周年にあたっていたので、この機会に市民・各種団体・産業・経済・教育文化の 交流を図ること、両市を広く内外に紹介すること、都市行政の相互研究を行なう ことなどを基本として受諾し、姉妹都市提携が成立した。

その後、平成17年7月1日の市町合併と共に、両市のさらなる発展と、両市民による心と心・海と山の親善交流をさらに深め、市民の幸福の増進を目指すため、 平成17年10月に新「旭市」と姉妹都市提携を再度締結した。

また、沖縄県中城村とは、平成24年2月に姉妹都市提携を結んでいる。

■事例2:防災グリーンツーリズム宣言(新潟県)

《関連する任意計画》

計画名:防災グリーンツーリズム宣言

概要 新潟県は国内有数の食料生産基地となっており、 美しい自然、豊かな食、伝統的に引き継がれているコミュニティでの人と人との絆などに恵まれている。日頃から都会の方々と持続的にグリーンツーリズムを通じ、それぞれの地域住民が相互に様々な交流を進めるブラットフォームを築き上げ、いざという時には大災害の被災者に対して安全・安心を提供し、県内に100万人程度の受入れを目指す。

目的:新潟県は度重なる災害に見舞われ、そのたびに 全国から温かい支援と協力により、復旧・復興を 進めてきた。被災経験や復旧・復興の過程で培っ た経験とソウハウを発信していくことは、新潟県の 責務と考えている。

出典:防災グリーンツーリズム宣言(新潟県HP)



図 防災グリーンツーリズムによる 被災者受け入れのイメージ

8.22課題以外の取組に関する修正

- 22課題以外の取組に関する修正として、以下のものが挙げられた。
- 大学と連携して地震観測を実施、首都防災の研究に貢献。
- ・既存住宅の液状化対策工法に関して国や大学等の研究機関 の研究結果や施工例を情報収集し、県民に広報。

■事例1:液状化対策工法の広報(千葉県)

計画名: 千葉県地域防災計画 第2編 地震·津波編

(平成24年度修正)

簡 所: 地-2-47,48

概 要: 〇 既存住宅においては、液状化対策工法はかな

り限られるが、国や大学等の研究機関が住宅 建築後の液状化対策工法について研究を進 めていることから、これらの研究結果や施工例

の情報を収集して県民に広報する。



修正目的: 2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿い

の低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、県民個人の生活や経済面に大きな 負担がかかる。 出典: 千葉県地域防災計画 第2編 地震・津波編

9.とりまとめ

I.22課題に関する修正状況

・22課題の各課題で想定される取組内容を地域防災計画に位置付けている自治体の割合は、取組内容によって修正状況に違いが見られた。

※とりまとめとの対応の判定基準

- (1)東日本大震災以前から位置付けが進んでいた取組内容:「すでに記載」が67%以上
- (2)東日本大震災後に位置付けが進んだ取組内容
 - :「修正した」が33%以上、または、取組を位置づけている自治体が6割程度以上
- (3)東日本大震災後も依然として位置付けが進んでいない取組内容
 - :「修正した」「すでに記載」「任意計画で対応」「想定していない」の合計が33%以下
- (4)都県外を連携範囲に含む自治体の割合が低い取組内容
 - :「都県外を含む」が33%以下
- (5)地理的な状況から対応をしていない自治体が多い取組内容:「想定していない」が34%以上

(1)東日本大震災以前から位置付けが進んでいた取組内容:

1) ヘリポートの確保(課題12·13·14,19·20)

(2)東日本大震災後に位置付けが進んだ取組内容:

- 1)相互応援協定
 - ①食糧・燃料の供給体制(課題9)
 - ②人的支援(課題11)
- 2)帰宅困難者対策の基本原則の周知、及び備蓄の推進 (課題5・16)
- 3)緊急輸送道路の整備(課題12・13・14,19・20)

(3) 東日本大震災後も依然として位置付けが進んでいない取組内容:

- 1)他機関との合同防災訓練
 - ①広域医療体制の整備(課題4)
 - ②広域避難計画、支援体制の確立(課題6)
 - ③道路啓開作業における官民連携(課題15)
 - 4) 高速道路緊急マネジメント体制(課題18)
 - ⑤支援物資物流(課題19·20)
- 2)相互応援協定
 - ①応急仮設住宅の提供(課題7.8)
- 3) 民間物資拠点のリスト更新(課題19・20)
- 4) 平時からの住民交流(課題22)
 - ※赤字の取組は【(4)都県外を連携範囲に含む自治体の割合 が低い取組内容】にも該当する取組

(4)都県外を連携範囲に含む自治体の割合が低い取組内容:

- 1)他機関との合同防災訓練
 - ①帰宅困難者対策(課題5.16)
 - ②津波対策(課題17:21)
- 2)相互応援協定
 - ①帰宅困難者対策(課題5:16)
 - ②災害廃棄物の広域処理(課題10)
 - ③道路啓開作業における官民連携(課題15)
- 3)広域医療体制のドクターへリの利用(課題4)
- 4)物流関係者との連携体制づくり(課題19・20)
- 5) その他 (3) の赤字の取組

(5) 地理的な状況から対応をしていない自治体が多い取組内容:

- 1) 舟運のネットワーク整備(課題12:13:14.19:20)
- 2)津波対策の情報提供、防災教育、及び合同防災訓練(課題17·21)

Ⅱ. 今後の取組の方向性

- ○依然として、広域的な連携・取組の進んでいない事項が多く、早期 の対応を図ることが重要。
- ○広域的な連携・取組に関する推進状況、及びその対応事例を広く 共有することで地域防災計画における修正検討を促進し、防災・ 減災について広域的な連携や取組の一層の推進を図る。